

かわさきしきよじゆうしえんせいどりようしゃ てつづ じゆんじよ 川崎市居住支援制度利用者の手続き順序

こうれいしゃ がいこくじん おやせたい とくていしっかんかんじゃ
(高齢者、外国人、ひとり親世帯、特定疾患患者)

1 制度の内容説明

制度の詳細内容は川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備課で説明を行っています。また、パンフレットを入手したい方や簡単な制度の説明は各区役所の保健福祉センターなどの福祉相談窓口でも行っています。

2 協力不動産店リストを入手

本制度の対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。現在約230店舗の登録がありますが、ホームページでは「協力不動産店リスト」は掲載していません。川崎市居住支援制度の内容を理解していただいてから協力不動産店を紹介する手順としています。まずは制度の内容をよく理解してから「協力不動産店リスト」を窓口で受け取ってください。

3 協力不動産店で部屋探し

ご自分で協力不動産店をまわり、空き部屋を探してください。市役所は物件を紹介いたしません。なお、契約については不動産店の判断で行うものですので、対象者であっても契約に至らない場合もありますので御了承ください。

また、協力不動産店以外の賃貸住宅をご希望の場合は、当該住宅を管理する不動産店を協力不動産店として新たに登録していただく必要がありますので、川崎市住宅供給公社又はまちづくり局住宅整備課に御相談ください。

4 協力不動産店で保証手続き

協力不動産店で手続きを行います。「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」及び「保証委託申込書兼契約書」に必要事項を記載してください。

＜必要書類等＞

高齢者…「住民票の写し」(コピー可)、「印鑑」

外国人…「住民票の写し」又は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
又は「みなし外国人登録証等」又は「在勤(在学)証明書」
(コピー可)、「印鑑」

ひとり親世帯…「住民票の写し」又は「児童扶養手当証書」(コピー可)
「印鑑」

特定疾患患者…「住民票の写し」及び、「特定疾患医療受給者証」又は
「特定疾患登録者証」(コピー可)、「印鑑」

注 1) 保証会社の審査後、不動産店を通じて保証会社に保証料を支払います。

注 2) その他、賃貸借契約や家財保険契約などがあります。

5 入居